

前回子ども・子育て会議に示した案	修正案
<p>すべての子どもは、限りない可能性を持っています。子ども一人ひとり社会にとってかけがえない存在であり、将来における社会の担い手として、愛情をもって大切に育てられなければなりません。</p>	<p>すべての子どもは、限りない可能性を持っています。子ども一人ひとりが、自らの可能性に気づき、これを伸ばし、夢や希望を持ち続けて主体的に生きていくためには、愛情をもって大切に育てられなければなりません。</p>
<p>子どもが、豊かな人間性、社会性を身につけ、自分らしく成長するためには、地域社会から<u>ふさわしい支援</u>を受けるとともに、児童の権利に関する条約の考え方にのっとり、<u>子どもが</u>ひとりの人間として尊重されなければなりません。</p>	<p>子どもが、豊かな人間性、社会性を身につけ、自分らしく成長するためには、地域社会から<u>適切な支援</u>を受けるとともに、「<u>児童の権利に関する条約</u>」の考え方にのっとり、ひとりの人間として尊重されなければなりません。</p>
<p>鎌倉市は、豊かな自然に囲まれているとともに、歴史を今に伝えるものがたくさん残っており、子どもが、豊かに成長していくには、大変恵まれた環境にあります。</p>	<p>鎌倉市は、豊かな自然に囲まれているとともに、歴史を今に伝えるものがたくさん残っており、子どもが、豊かに成長していくには、大変恵まれた環境にあります。</p>
<p>私たちは、鎌倉市の恵まれた環境を生かして、さらに子どもが大切にされ、育っていけるように、地域社会のすべての人がその役割を果たし、子どもを総合的に支援するため、この条例を制定します。</p>	<p>私たちは、鎌倉市の恵まれた環境を生かして、さらに子どもが大切にされ、育っていけるように、地域社会のすべての人がその役割を果たし、子どもを総合的に支援するため、この条例を制定します。</p>
<p>第1章 総則 (目的)</p>	<p>第1章 総則 (目的)</p>
<p><b>第1条</b> すべての子どもが大切にされ、のびのびと自分らしく安心して育つことができるように、子どもを支援するための基本理念を定め、市、保護者、地域住民等、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者の責務や役割を明らかにし、子どもへの支援に関する施策を総合的かつ継続的に推進するための基本となる事項を定めることにより、<u>子どもに対する総合的な支援や</u>、子どもの育つ環境を整えることを目的とする。</p>	<p><b>第1条</b> すべての子どもが大切にされ、のびのびと自分らしく安心して育つことができるように、子どもを支援するための基本理念を定め、市、保護者、地域住民等、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者の責務や役割を明らかにし、子どもへの支援に関する施策を総合的かつ継続的に推進するための基本となる事項を定めることにより、<u>子どもの育つ環境を整えることを目的とする。</u></p>
<p>(定義)</p>	<p>(定義)</p>
<p><b>第2条</b> この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、<u>当該各号に定めるところによる。</u></p>	<p><b>第2条</b> この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、各号に定めるところによる。</p>
<p>(1) 子ども 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p>	<p>(1) 子ども 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p>
<p>(2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護・養育する者をいう。</p>	<p>(2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護・養育する者をいう。</p>
<p>(3) 地域住民等 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。</p>	<p>(3) 地域住民等 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。</p>
<p>(4) 育ち学ぶ施設の関係者 保育所、幼稚園、認定こども園、学校その他子どもが通所し、通園し、通学又は入所することにより学び、育ち、又は支援を受けることを目的とする施設の設置者、管理者、職員等をいう。</p>	<p>(4) 育ち学ぶ施設の関係者 保育所、幼稚園、認定こども園、学校その他子どもが通所し、通園し、通学又は入所することにより学び、育ち、又は支援を受けることを目的とする施設の設置者、管理者、職員等をいう。</p>
<p>(5) 事業者 市内において事業活動を行う者又は団体をいう。</p>	<p>(5) 事業者 市内において事業活動を行う者又は団体をいう。</p>

(基本理念)

**第3条** この条例において、子どもへの支援は、次の各号に掲げる基本理念に基づくものとする。

(1) 子どもが、障害の有無、性別、経済状況、家族のかたち等にかかわらず、差別、体罰、いじめなどを受けることがなく、安心して生きていくことができるよう、子どもが一人の人間として尊重されること。

(2) 子どもが、心身の健やかな成長を阻害されることがないよう、子どもの最善の利益を追求し、虐待や育児放棄を受けることがなく、安心して生きていくことができる環境が整えられること。

(3) 子どもが、成長の段階に応じた学びや生活の支援を受けることで、社会で生活する能力を身に付けられること。又、子どもが、何を思い感じながら行動、活動しているのか理解され、一人ひとりの個性や可能性を伸ばすことができる環境が整えられること。

(4) 子どもへの支援は、市、保護者、地域住民等、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者がそれぞれの責務や役割を果たすとともに、相互に連携協力して継続的に行われること。

第2章 責務・役割

(市の責務)

**第4条** 市は、子どもを社会全体で健やかに育むため、国、他の地方公共団体及び関係機関等と連携し、子どもに関し、総合的に施策を講ずるものとする。

2 市は、子どもに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努め、支援体制を確保するよう努めるものとする。

3 市は、保護者、地域住民等、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者がそれぞれの役割を果たすことができるよう、有効な支援を行うよう努めるものとする。

4 市は、子どもに関する施策、事業及びさまざまな取組について、子どもの意見に耳を傾け、子どもが参加できるように努めるものとする。

5 市は、地域社会における子どもに関する課題は、関係機関等に対し情報を提供し共有すること等により、協働して解決に努めるものとする。この場合において、市は、個人情報扱いについて、特に配慮しなければならない。

(保護者の役割)

**第5条** 保護者は、子どものための最善の利益を第一に考えるとともに、子どもの人格を尊重し、子どもの言葉、表情やしぐさなどから子どもの思いを理解し、子どもの成長及び発達に応じた養育に努めるものとする。

2 保護者は、家庭が、子どもの人格形成における基本的な役割を有していることを認識するとともに、子どもが豊かな人間性、社会性を身につけて成長できるよう、よりよい家庭環境づくりに努めるものとする。

(基本理念)

**第3条** この条例において、子どもへの支援は、次の各号に掲げる基本理念に基づくものとする。

(1) 子どもが、障害の有無、性別、経済状況、家族のかたち等にかかわらず、差別、体罰、いじめなどを受けることがなく、安心して生きていくことができるよう、子どもが一人の人間として尊重されること。

(2) 子どもが、心身の健やかな成長を妨げられることがないよう、子どもの最善の利益を追求し、育児放棄等虐待を受けることがなく、安心して生きていくことができる環境が整えられること。

(3) 子どもが、成長の段階に応じた学びや生活の支援を受けることで、社会で生活する能力を身に付けられること。又、子どもが、何を思い感じながら行動、活動しているのか理解され、一人ひとりの個性や可能性を伸ばすことができる環境が整えられること。

(4) 子どもへの支援は、市、保護者、地域住民等、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者がそれぞれの責務や役割を果たすとともに、相互に連携協力して継続的に行われること。

第2章 責務・役割

(市の責務)

**第4条** 市は、子どもを社会全体で健やかに育むため、国、他の地方公共団体及び関係機関等と連携し、子どもに関し、総合的に施策を講ずるものとする。

2 市は、子どもに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努め、支援体制を確保するよう努めるものとする。

3 市は、保護者、地域住民等、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者がそれぞれの役割を果たすことができるよう、有効な支援を行うよう努めるものとする。

4 市は、子どもに関する施策、事業及びさまざまな取組について、子どもの意見に耳を傾け、子どもが参加できるように努めるものとする。

5 市は、地域社会における子どもに関する課題は、関係機関等に対し情報を提供し共有すること等により、協働して解決に努めるものとする。この場合において、市は、個人情報扱いについて、特に配慮しなければならない。

(保護者の役割)

**第5条** 保護者は、子どもの最善の利益を第一に考えるとともに、子どもの人格を尊重し、子どもの言葉、表情やしぐさなどから子どもの思いを理解し、子どもの成長及び発達に応じた養育に努めるものとする。

2 保護者は、家庭が、子どもの人格形成における基本的な役割を有していることを認識するとともに、子どもが豊かな人間性、社会性を身につけて成長できるよう、よりよい家庭環境づくりに努めるものとする。

3 保護者は、肉体的苦痛又は精神的苦痛を与える等、子どもの利益を侵害する体罰や虐待を行ってはならない。

(地域住民等の役割)

**第6条** 地域住民等は、子どもが社会の一員であり、地域の将来の担い手となることを認識し、地域社会が子どもの豊かな人間性、社会性を育む場となり、子育て家庭を包む子育ての場となるよう努めるものとする。

2 地域住民等は、子どもが安全でかつ安心して生活できる地域の環境づくりに努めるものとする。

3 地域住民等は、子どもの成長に関して、子どもと保護者に対する情報・知識の共有、交流・相談などの支援に努めるものとする。

(育ち学ぶ施設の関係者の役割)

**第7条** 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもの成長、発達に応じ、子どもが主体的に学び、育つとともに、能力、可能性を最大限に伸ばすことができるよう支援に努めるものとする。

2 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが集団生活を通じ、豊かな人間性、社会性を身につけることができるよう支援に努めるものとする。

3 育ち学ぶ施設の関係者は、差別、虐待、育児放棄、体罰、いじめなどから子どもを守るとともに、市及び関係機関等と連携し、子どもの安全及び安心を確保するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

**第8条** 事業者は、雇用する従業員が子どもと接する時間を十分に確保し、仕事と子育てを両立できるよう、雇用環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、地域社会の一員として、市、保護者、地域住民等、育ち学ぶ施設の関係者及び他の事業者が行う、子どもの健やかな成長のための取組に協力するよう努めるものとする。

### 第3章 すべての子どもへの支援

(子どもの育ちの支援)

**第9条** 市は、子どもが健やかに成長し学ぶために、安全で安心な環境づくりに取り組むとともに、社会の一員、担い手として自立するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、すべての子どもと保護者に対して、それぞれの環境や状況に応じ、子どもが安心して生活することができるために適切な施策を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、子どもが、自分の存在と他人の存在の価値を等しく認めるとともに互いの人格を尊重し、それぞれが主体的に生きていくことができる環境を整えられるよう努めるものとする。

(特別な支援が必要な子どもへの支援)

**第10条** 市は、特別な支援が必要な子どもが、健やかに成長し学ぶことができるよう、それぞれの状況に応じて、適切な施策を講ずるよう努めるものとする。

3 保護者は、肉体的苦痛又は精神的苦痛を与える等、子どもの利益を侵害する体罰や虐待を行ってはならない。

(地域住民等の役割)

**第6条** 地域住民等は、子どもが社会の一員であり、地域の将来の担い手となることを認識し、地域社会が子どもの豊かな人間性、社会性を育む場となり、子育て家庭を包む子育ての場となるよう努めるものとする。

2 地域住民等は、子どもが安全でかつ安心して生活できる地域の環境づくりに努めるものとする。

3 地域住民等は、子どもの成長に関して、子どもと保護者に対する情報・知識の共有、交流・相談などの支援に努めるものとする。

(育ち学ぶ施設の関係者の役割)

**第7条** 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもの成長、発達に応じ、子どもが主体的に学び、育つとともに、能力、可能性を最大限に伸ばすことができるよう支援に努めるものとする。

2 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが集団生活を通じ、豊かな人間性、社会性を身につけることができるよう支援に努めるものとする。

3 育ち学ぶ施設の関係者は、差別、虐待、育児放棄、体罰、いじめなどから子どもを守るとともに、市及び関係機関等と連携し、子どもの安全及び安心を確保するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

**第8条** 事業者は、雇用する従業員が子どもと接する時間を十分に確保し、仕事と子育てを両立できるよう、雇用環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、地域社会の一員として、市、保護者、地域住民等、育ち学ぶ施設の関係者及び他の事業者が行う、子どもの健やかな成長のための取組に協力するよう努めるものとする。

### 第3章 すべての子どもへの支援

(子どもの育ちの支援)

**第9条** 市は、子どもが健やかに成長し学ぶために、安全で安心な環境づくりに取り組むとともに、社会の一員、担い手として自立するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、すべての子どもと保護者に対して、それぞれの環境や状況に応じ、子どもが安心して生活することができるために適切な施策を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、子どもが自分の存在と他人の存在の価値を等しく認めるとともに互いの人格を尊重し、それぞれが主体的に生きていくことができる環境を整えるよう努めるものとする。

(特別な支援が必要な子どもへの支援)

**第10条** 市は、特別な支援が必要な子どもが、健やかに成長し学ぶことができるよう、それぞれの状況に応じて、適切な施策を講ずるよう努めるものとする。

(虐待への対応)

**第11条** 市は、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者と連携し、子どもの虐待の未然防止・早期発見のために必要な対策を講ずるものとする。

2 市は、虐待を受けている子ども又はその疑いがある子どもに対して、一人ひとりに寄り添った迅速な対応を行うとともに、安全・安心の確保のために児童相談所、警察等関係機関との連携を強化するよう努めるものとする。

3 市は、虐待を受けている子ども又はその疑いがある子どもと、その保護者、家庭に対し、適切な対応及び支援を行い、子どもが安全・安心に生活できるよう努めるものとする。

(いじめへの対応)

**第12条** 市は、保護者、地域住民等、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者と連携し、いじめの未然防止・早期発見及び早期解決のために必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、いじめを受けている子ども又はその疑いがある子どもに対して、一人ひとりに寄り添った迅速な対応を行い、直ちに解決を図るものとする。

3 市は、いじめを行ってしまった子どもに対して、家庭と連携し、要因や背景を把握して、適切な助言や支援を行うものとする。

(差別等の防止)

**第13条** 市は、子どもが障害、国籍、性別その他、子ども又はその家族の状況を理由としたあらゆる差別及び不利益を受けることがないよう、互いの違いを認め尊重し合う社会の形成を目指し、保護者、地域住民等、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者と連携し、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(貧困を抱える家庭の子どもへの支援)

**第14条** 市は、貧困を抱える家庭の子どもが、自己肯定感、自尊感情を損なうことなく健やかに成長し学ぶことができ、その将来が生まれ育った環境に左右されることがないよう必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(不登校及びひきこもりに関する取組)

**第15条** 市は、保護者、地域住民等、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者と連携し、不登校及びひきこもりに関する課題の解決のために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

#### 第4章 施策の推進

(子どもへの情報発信)

**第16条** 市は、子どもの地域社会への参加の促進を図るため、子どもに関する施策、取組等について、子どもの視点に立ったわかりやすい情報発信に努めるものとする。

(虐待への対応)

**第11条** 市は、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者と連携し、子どもの虐待の未然防止・早期発見のために必要な対策を講ずるものとする。

2 市は、虐待を受けている子ども又はその疑いがある子どもに対して、一人ひとりに寄り添った迅速な対応を行うとともに、安全・安心の確保のために児童相談所、警察等関係機関との連携を強化するよう努めるものとする。

3 市は、虐待を受けている子ども又はその疑いがある子どもと、その保護者、家庭に対し、適切な対応及び支援を行い、子どもが安全・安心に生活できるよう努めるものとする。

(いじめへの対応)

**第12条** 市は、保護者、地域住民等、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者と連携し、いじめの未然防止・早期発見及び早期解決のために必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、いじめを受けている子ども又はその疑いがある子どもに対して、一人ひとりに寄り添った迅速な対応を行い、直ちに解決を図るものとする。

3 市は、いじめを行った子どもに対して、家庭と連携し、要因や背景を把握して、適切な助言や支援を行うものとする。

(差別等の防止)

**第13条** 市は、子どもが障害、国籍、性別その他、子ども又はその家族の状況を理由としたあらゆる差別及び不利益を受けることがないよう、互いの違いを認め尊重し合う社会の形成を目指し、保護者、地域住民等、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者と連携し、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(貧困を抱える家庭の子どもへの支援)

**第14条** 市は、貧困を抱える家庭の子どもが、自己肯定感、自尊感情を損なうことなく健やかに成長し学ぶことができ、その将来が生まれ育った環境に左右されることがないよう必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(不登校及びひきこもりに関する取組)

**第15条** 市は、保護者、地域住民等、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者と連携し、不登校及びひきこもりに関する課題の解決のために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

#### 第4章 施策の推進

(子どもへの情報発信)

**第16条** 市は、子どもの地域社会への参加の促進を図るため、子どもに関する施策、取組等について、子どもの視点に立ったわかりやすい情報発信に努めるものとする。

(子どもが意見を言える機会)

**第17条** 市は、子どもが、自由に意見や夢を気軽に言える機会、又は身近な大人や仲間が代弁できる機会を設けるものとする。この場合において、市は、秘密を守るなど、子どもの不利益にならないよう、特に配慮しなければならない。

2 市は、子どもが得た情報等について、市政への質問や意見表明などを行うことを支援するものとする。

3 市は、子どもが、市政に対して、夢や希望を言える機会を設けるものとする。

(子どもの居場所の確保)

**第18条** 市は、子どもが自分らしく遊び、休息し、集い、安心して人間関係を作りあうことができる居場所の確保及び充実に努めるものとする。

(多世代間交流の支援)

**第19条** 市は、それぞれの地域において、多世代間交流が図られることにより、子どもの育ちの支援となるよう、交流の啓発、支援に努めるものとする。

(相談体制の強化)

**第20条** 市は、子どもからの相談体制の充実を図るため、子どもが困りごとを安心して相談できるよう、関係機関と連携し、相談体制の強化に努めるものとする。

2 市は、保護者及び地域住民等からの子ども・子育てに関する相談について、関係機関と連携し、相談体制の強化に努めるものとする。

3 市は、保護者の離婚など、家庭の環境が大きく変わる場合において、子どもの利益ができる限り優先されるよう特に配慮して、その家庭の状況を把握して、相談に応じるよう努めるものとする。

4 市は、子どもの困りごと相談に関する窓口などの情報の周知に努めるものとする。

(切れ目のない子育て支援)

**第21条** 市は、安心して子どもを生み育て子どもが健やかに成長し学ぶことができるよう、子どもの成長に合わせた、切れ目のない子育て支援施策を講ずるよう努めるものとする。

(本条例による施策の推進)

**第22条** 市は、本条例の施行により、子ども・子育てにかかわる者と地域社会が一体となり、子どもの育つ環境を整え、子ども・子育て支援事業計画の着実な推進を図るとともに、他の条例、鎌倉市教育大綱、その他計画等と相互に関連させ、総合的に子どもに関する施策の推進を図るものとする。

(子どもが意見を言える機会)

**第17条** 市は、子どもが、自由に意見や夢を気軽に言える機会、又は身近な大人や仲間が代弁できる機会を設けるものとする。この場合において、市は、秘密を守るなど、子どもの不利益にならないよう、特に配慮しなければならない。

2 市は、子どもが得た情報等について、市政への質問や意見表明などを行うことを支援するものとする。

3 市は、子どもが、市政に対して、夢や希望を言える機会を設けるものとする。

(子どもの居場所の確保)

**第18条** 市は、子どもが自分らしく遊び、休息し、集い、安心して人間関係を作りあうことができる居場所の確保及び充実に努めるものとする。

(多世代間交流の支援)

**第19条** 市は、それぞれの地域において、多世代間交流が図られることにより、子どもの育ちの支援となるよう、交流の啓発、支援に努めるものとする。

(相談体制の強化)

**第20条** 市は、子どもからの相談体制の充実を図るため、子どもが困りごとを安心して相談できるよう、関係機関と連携し、相談体制の強化に努めるものとする。

2 市は、保護者及び地域住民等からの子ども・子育てに関する相談について、関係機関と連携し、相談体制の強化に努めるものとする。

3 市は、保護者の離婚など、家庭の環境が大きく変わる場合において、子どもの利益ができる限り優先されるよう特に配慮して、その家庭の状況を把握して、相談に応じるよう努めるものとする。

4 市は、子どもの困りごと相談に関する窓口などの情報の周知に努めるものとする。

(切れ目のない子育て支援)

**第21条** 市は、安心して子どもを生み育て子どもが健やかに成長し学ぶことができるよう、子どもの成長に合わせた、切れ目のない子育て支援施策を講ずるよう努めるものとする。

(本条例による施策の推進)

**第22条** 市は、本条例の施行により、子ども・子育てにかかわる者と地域社会が一体となり、子どもの育つ環境を整え、子ども・子育て支援事業計画の着実な推進を図るとともに、他の条例、鎌倉市教育大綱、その他計画等と相互に関連させ、総合的に子どもに関する施策の推進を図るものとする。

(本条例の周知)

**第23条** 市は、子どもに対する総合的な支援の促進を図るため、子ども・子育てに係るすべての者に対し、本条例の理解を深めることに努めるものとする。

第5章 雑則  
(委任)

**第24条** この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付則  
(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

(本条例の周知)

**第23条** 市は、子どもに対する総合的な支援の促進を図るため、子ども・子育てに係るすべての者に対し、本条例の理解を深めることに努めるものとする。

第5章 雑則  
(委任)

**第24条** この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付則  
(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。